

議 第 8 号

外国人留学生の資格外活動に係る制限の  
緩和を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
法 務 大 臣 あ て  
外 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、30万人を超える外国人留学生が、それぞれの目標を胸に大学や専門学校等で学んでいる。外国人留学生の多くは、経済的事情から資格外活動の許可を受け、アルバイトをしながら学生生活を送っている。

しかしながら、外国人留学生の就労は原則週28時間が上限とされていることから、事故や病気等により収入が不安定になった際に、生活のため上限以上のアルバイトを余儀なくされた者が、退去強制処分を受け、日本での留学を断念させられる事例が存在しており、本人の事情や将来性を考慮した在留管理を求める声は大きい。

また、少子高齢化が進展する中、多様な人材の確保が急務である我が国にとって、外国人留学生が学生生活を通じ日本文化への理解を深め、様々な価値観を持つ者同士で切磋琢磨しながら活躍することは、多文化共生の推進とともにイノベーションの創出や地域経済の活性化を進める上で極めて重要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、外国人留学生の生活の安定を図るため、いわゆる「消えた留学生」問題等の再発防止に向けた抜本的な対策を講ずるとともに、学業への支障、過労及び健康被害がないように充実した管理体制を整えた上で、原則週28時間とされている外国人留学生の資格外活動に係る制限を緩和することを強く要請する。